庁　　議

日時：4月19日（火）AM8：30　<庁議室>

◇◇◇

４月１９日　庁議提出案件　　資料No.　１

●内　容　【　1.協議事項　】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後　】

企画部長　氏名　高橋　亮　　内線２２００

◇◇◇

２　施行期日　　公布の日

３　その他　　令和４年５月臨時会に議案提出予定です。

【 備 考 】

＊　問い合わせ先　企画部　人事課　給与厚生係　内線２２３３　４７－１９６１ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ

４月１９日　庁議提出案件　　資料No.　２

●内　容　【　1.協議事項　】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後　】

企画部長　氏名　高橋　亮　内線２２００

◇◇◇

４月１９日　庁議提出案件　　資料No.　３

●内　容　【　1.協議事項　】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後　】

企画部長　氏名　高橋　亮　内線２２００

◇◇◇

４月１９日　庁議提出案件　　資料No.　４

●内　容　【　1.協議事項　】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後　】

企画部長　氏名　高橋　亮　内線２２００

◇◇◇

４月１９日　　庁議提出案件　　資料No.５

●内　容　【　1.協議事項　】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　1.庁議後　】

総務部長　氏名　栗原　直樹　　内線（TEL）2300

◇◇◇

工事費要件：５０万円超から６０万円超への引上げ

(4)　商業地等に係る土地の負担調整措置の軽減（附則第１２条）

引用する法附則第１８条の改正により、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を令和４年度に限り、５％から２．５％としたものです。

３　施行期日　　令和4年4月1日

Ⅱ　太田市都市計画税条例の一部を改正する条例

１　都市計画税関係

(1)　課税標準の特例（附則第４項、第５項及び第１６項）

引用する法附則第１５条の改正により生じた項ずれを反映したものです。

(2)　商業地等に係る土地の負担調整措置の軽減（附則第７項）

引用する法附則第２５条の改正による商業地等に係る課税標準額の上昇幅を令和４年度に限り、５％から２．５％としたものです。

２　施行期日　　令和4年4月1日

Ⅲ　その他

令和4年5月臨時会に議案を提出します。

＊　問い合わせ先　　総務部　市民税課　諸税係　　内線2391　ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ47-1931

資産税課　管理･償却資産係　内線2361　ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ47-1933

４月１９日　庁議提出案件　　資料No. ６

●内　容　【　1.協議事項　】
〇公　開　【　1.可　】
〇公開時期【　3.その他（臨時会終了後）】

健康医療部長　氏名　大澤　美和子　　内線3400

◇◇◇

４月１９日　庁議提出案件　　資料No. １

●内　容　【　2. 連絡事項 】
○公　開　【　1. 可　】
○公開時期【　1. 庁議後】

企画部長　氏名　高橋　亮　　内線　２２００

◇◇◇

４月　１９日　庁議提出案件　　資料No. ２

●内　容　【　2.連絡事項 】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後 】

企画部長　氏名　高橋　亮　　内線（TEL）2200

◇◇◇

４月１９日　庁議提出案件　　資料No.　３

●内　容　【　2.連絡事項 】
〇公　開　【　1.可　】
〇公開時期【　1.庁議後 】

企画部長　氏名　高橋　亮　　内線（TEL）２２００

◇◇◇

４月１９日　庁議提出案件　　資料No. ４

●内　容　【　2.連絡事項 】
〇公　開　【　1.可　】
〇公開時期【　1.庁議後 】

文化スポーツ部長　氏名　村岡　芳美　内線（TEL）３６００

◇◇◇

４月１９日　庁議提出案件　　資料No. ５

●内　容　【　2.連絡事項　】
○公　開　【　1.可　】
○公開時期【　2.委員会・委員会協議会後　】

産業環境部長　氏名　飯塚 史彦　　内線（TEL）２６００

◇◇◇

４月１９日　庁議提出案件　　資料No. ６

●内　容　【　2.連絡事項　】
〇公　開　【　1.可　】
〇公開時期【　2.委員会・委員会協議会後　】

産業環境部長　氏名　飯塚 史彦　　内線（TEL）２６００

◇◇◇

４月　１９日　庁議提出案件　　資料No. ７

●内　容　【　2.連絡事項　】
〇公　開　【　1.可　】
〇公開時期【　1.庁議後　】

都市政策部長　　氏名　　田村　敏哉　　内線　２８００

◇◇◇